

年金委員の扉

年金委員^し知^{ため}つ^{ため}為情報 (10)

国民年金の産前産後期間の保険料免除制度

年金委員のみなさんが知っておくためになる「年金委員^し知^{ため}つ^{ため}為情報」。今回のテーマは「国民年金の産前産後期間の保険料免除制度」です。日本年金機構が7月上旬からの地域型年金委員の広報テーマにあげているのが、これです。理由は、今回の「地域型年金委員のお仕事(10)」でもふれていますが、7月が国民年金保険料の免除申請のサイクル(年度)が切り替わるタイミングだからです。毎年7月1日から新しい年度の国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付が一斉にスタートします。この切り替え期に合わせて、ほかの免除制度とともに、特に周知が必要な「産前産後期間の免除制度」もテーマにあげて、地域住民に集中的にアプローチを図っているのです。

●目的は次世代育成支援のため

—国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障—

国民年金の産前産後期間の保険料免除制度は、次の世代を育成支援するため、国民年金の第1号被保険者の産前産後期間(出産予定日の前月から4か月間。双子などの多胎妊娠の場合は出産予定日の3月前から6か月間)の保険料(令和8年度は月額17,920円)を免除し、免除期間については満額の基礎年金を受けられるよう年金額を計算する(保障する)というしくみで、平成31年4月に始まりました(平成31年2月以降に出産した方が対象)。

国民年金の産前産後期間の保険料が免除される対象者は年間20万人程度が見込まれ、そのための財源としては、国民年金の被保険者全体が現在支払っている国民年金保険料を月額100円程度引き上げて、これに対応しています。

●免除の手続きは出産予定日の6か月前から届出可能

保険料が免除されるには、免除される方がご自身で市区町村の窓口で届出を行う必要があります。届出は、出産予定日の6か月前からできます。くわしくは日本年金機構のホームページまで。

→<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20180810.html>

●令和8年10月からは育児免除制度が始まります

国民年金第1号被保険者でお子さんを育てている方は、令和8年10月から、申請することにより、国民年金の保険料が免除されます。

免除される期間は、お子さんが1歳になる誕生日の前月までで、免除された期間は、将来受ける老齢基礎年金額において、保険料を納付した場合と同じように計算された年金額を受けることができます。

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(国民年金法第88条の2)

- 次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間(出産予定日の前月から4か月間)の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障する。(対象者:年間20万人程度の見込み)【平成31年4月施行】
- この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引き上げ、国民年金の被保険者全体で対応する。

国民年金	【保険料負担】		【年金給付】	
	全額納付者	【現行の免除制度(全額免除の場合)】	国庫負担分1/2	保険料分1/2
産前産後期間の保険料免除者	(免除)	(免除)	国庫負担分1/2	(なし)
	(免除)	(免除)	国庫負担分1/2	保険料分1/2
第1号被保険者全体で負担(月額100円程度の追加負担)				
参考:厚生年金	【産休免除】	(免除)	国庫負担分1/2	保険料分1/2
	【3号被保険者】	(なし)	国庫負担分1/2	保険料分1/2

<育児免除イメージ図>



